

埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要綱

第1 目 的

知事は、農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金又は農業災害資金の融資について、原則として担保や第三者保証人に依存せずに、適切な経営改善計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度の確立を図るため、埼玉県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が積み立てる特別準備金に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成 17 年内閣府・農林水産省令第 6 号）、農業信用基金協会向けの総合的な監督指針（平成 28 年 6 月 21 日付け金監第 1770 号・28 経営第 70 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）、就農支援資金に係る農業信用保証保険制度の円滑な活用について（平成 12 年 10 月 24 日付け 12 農産第 6989 号農林水産省経済局長及び農産園芸局長通知）及び補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定 義

この要綱において「農業近代化資金」、「農業改良資金」、「就農支援資金」及び「農業災害資金」とは、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 農業近代化資金
農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金
- 2 農業改良資金
農業改良資金助成法（昭和 31 年法律第 102 号）第 2 条に規定する農業改良資金
- 3 就農支援資金
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する就農支援資金
- 4 農業災害資金
埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和 53 年条例第 14 号）第 2 条第 3 項に規定する農業災害資金

第3 補助金の交付対象

補助金は、農業近代化資金、就農支援資金及び農業災害資金に係る基金協会の債務の保証に関し、それぞれ次の要件を満たす場合に交付する。

ただし、次の要件のうち、就農支援資金に係る②から④までについては、「就農支援資金に係る農業信用保証保険制度の円滑な活用について」に定める要件とする。

- ① 原則として担保及び第三者保証人に依存せずに、適切な経営改善計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度を確立していること。
- ② 被保証者ごとの通算保証残高が次の金額以下であること（ただし、農業災害資金において、被保証者ごとの通算保証残高は次の金額を超えるときは、別途協議の上、超えた額を交付対象とすることを妨げない）。
 - ア 個人 3,600 万円
 - イ 法人（任意団体を含む。） 7,200 万円
- ③ 債権保全措置状況によって保証料水準に格差を設けていること。（担保がない場合は、担保がある場合の 2 倍程度であること。）

- ④ 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約書において、毎年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の 10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めていること。
- ⑤ 農業協同組合等の貸し出し審査方針についての年 1 回以上の打ち合わせ会議の開催及び代位弁済事故についての事故発生原因の分析と貸し出し審査能力の向上のための措置についての年 1 回以上の打ち合わせ会議の開催を行うこと。

第4 補助額

基金協会に対する補助額は、次の表に定めるところにより求められる額とする。

前年 1 2 月末における農業近代化資金、就農支援資金及び農業災害資金のそれぞれの保証残高及び求償権残高に対応して準備を必要とする次の①から③までにより計算される額の合計額（以下「前年 1 2 月末保証事故準備必要額」という。）から、前年度末に積み立てた特別準備金の額に前年 4 月から 1 2 月までの償却求償権回収額（基金協会の取得分に限る。以下同じ。）を加算し、前年 4 月から 1 2 月までの特別準備金の取崩額を差し引いて得た額を控除した額（農業近代化資金及び農業災害資金にあっては、2/3を乗じて得た額）（ただし、0 より大きい場合に限る。）

① 債務保証損失引当金見合分にあっては、次の合計額

- ア 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付されているものにあつては、前年 1 2 月末における保証残高に30/100を乗じて得た額に平均残高事故率を乗じて得た額に 1 から累計回収率を差し引いた率を乗じた額
- イ 信用基金の保険に付されていないものにあつては、前年 1 2 月末における保証残高に100/100を乗じて得た額に平均残高事故率を乗じて得た額に 1 から累計回収率を差し引いた率を乗じた額

② 保証責任準備金見合分にあっては、次の合計額

- ア 信用基金の保険に付されているものにあつては、前年 1 2 月末における保証残高から次年度約定償還予定額を差し引いて得た額の6/1,000に相当する額
- イ 信用基金の保険に付されていないものにあつては、前年 1 2 月末における保証残高から次年度約定償還予定額を差し引いて得た額の1/100に相当する額

③ 求償権償却引当金見合分にあっては、次の合計額

- ア 信用基金の保険に付されているものにあつては、前年 1 2 月末における求償権残高（償却額を除く）から保険金相当額（償却充当額を除く）を差し引いて得た額に回収不能率を乗じて得た額
- イ 信用基金の保険に付されていないものにあつては、前年 1 2 月末における求償権残高（償却額を除く）に回収不能率を乗じて得た額

※ 1 平均残高事故率とは、直近 1 0 年間の残高事故率の平均値であり、各年度の代位弁済額を期首保証残高で除して得た率の平均値とする。

※ 2 累計回収率とは、直近 1 0 年間の累計回収率であり、1 0 年間の累計回収額を 1 0 年間の累計代位弁済額で除して得た率とする。

※ 3 回収不能率とは、1 0 年間の累計回収額を代位弁済額で除して得た率を 1 から差し引いた率とする。

※ 4 上記の計算方法で算出することが困難な場合は、別途協議の上、算出した額とすることができるものとする。

第5 補助金の申請書の様式

規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は別途通知するものとする。

第6 交付決定通知書の様式

規則第7条に規定する交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

第7 概算払い

知事は、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

第8 実績報告

規則第13条の補助事業実績報告書の様式は、様式第3号によるものとし、知事に提出するものとする。

第9 確定通知書

規則第14条の確定の通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

第10 報告及び調査

基金協会は、特別準備金の積立てに関し県が報告を求めた場合、又は当該積立てに関する帳簿等を調査することを県が必要とした場合は、これに応じなければならない。

第11 補助金の経理等

基金協会は、補助金に係る経理について収支の実績を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行し、平成14年11月1日以後に債務を保証した貸付けに適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月15日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に知事の利子補給の承認を受けた農業近代化資金及びこの要項の施行の日前に知事が貸付決定した農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

様式第 1 号

年度埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(所在地)
(名 称)
(代表者職氏名)

年度の特別準備金積立補助金について、埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要綱により、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容

事業計画書

1 事業の内容

(1) 債務保証計画書

ア 農業近代化資金に係るもの

(単位：千円)

区 分	前々年１２月末の 保証残高	本年中の増減		前年１２月末の 見込保証残高
		保証引受額	償 還 等	
～前々年承認分				
前年承認分				
合 計				

- (注) 1. それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を（ ）書きすること。
 2. 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3. 千円未満の金額は、四捨五入とする。

イ 就農支援資金に係るもの

(単位：千円)

区 分	前々年１２月末の 保証残高	本年中の増減		前年１２月末の 見込保証残高
		保証引受額	償 還 等	
～前々年承認分				
前年承認分				
合 計				

- (注) 1. それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を（ ）書きすること。
 2. 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3. 千円未満の金額は、四捨五入とする。

ウ 農業災害資金に係るもの

(単位：千円)

区 分	前々年１２月末の 保証残高	本年中の増減		前年１２月末の 見込保証残高
		保証引受額	償 還 等	
～前々年承認分				
前年承認分				
合 計				

- (注) 1. それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を（ ）書きすること。
 2. 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3. 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(2) 特別準備金積立計画

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収予定額 (1～3月) (B)	取崩予定額 (1～3月) (C)	当年度末 積立必要額 (D=A+B-C)
農業近代化資金				
就農支援資金				
農業災害資金				
合 計				

(注) 千円未満の金額は四捨五入とする。

2 補助金の額の算出方法

ア 農業近代化資金に係るもの

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得額）	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	
F	$A - E$	
G	$F \times 2 / 3$ （補助金の額）	

- (注) 1. 「前年12月末保証事故準備必要額」は、第4の①から③までの合計金額を記入すること。
2. 千円未満の金額は、四捨五入とする。ただし、G欄は千円未満を切り捨てるものとする。

イ 就農支援金に係るもの

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得額）	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	
F	$A - E$ （補助金の額）	

- (注) 1. 「前年12月末保証事故準備必要額」は、第4の①から③までの合計金額を記入すること。
2. 千円未満の金額は、四捨五入とする。

ウ 農業災害資金に係るもの

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得額）	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	
F	$A - E$	
G	$F \times 2 / 3$ （補助金の額）	

- (注) 1. 「前年12月末保証事故準備必要額」は、第4の①から③までの合計金額を記入すること。
2. 千円未満の金額は、四捨五入とする。ただし、G欄は千円未満を切り捨てるものとする。

3 添付書類

- (1) 保証残高算出明細
- (2) 交付要綱第4の表に定める保証事故準備必要額算出明細
- (3) 各年度平均残高事故率、累計回収率及び回収不能率の算出明細
- (4) 交付要綱第3の⑤に基づく打ち合わせ会議の開催状況

様式第2号

年度埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

(名 称)
(代表者職氏名) 様

埼 玉 県 知 事

年 月 日付け第 号で申請のあった、 年度埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 払

3 交付条件

- (1) この補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。

様式第3号

年度埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金実績報告書

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(所在地)
(名 称)
(代表者職氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定の通知があった
年度埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金について、関係書類を添えて、
下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実績

事業実績書

1 事業の内容

(1) 債務保証実績

ア 農業近代化資金に係るもの

(単位：千円)

区 分	前々年１２月末の 保証残高	本年中の増減		本年１２月末の 保証残高
		保証引受額	償 還 等	
～前々年承認分				
前年承認分				
合 計				

- (注) １．それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を（ ）書きすること。
 ２．「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 ３．千円未満の金額は、四捨五入とする。

イ 就農支援資金に係るもの

(単位：千円)

区 分	前々年１２月末の 保証残高	本年中の増減		本年１２月末の 保証残高
		保証引受額	償 還 等	
～前々年承認分				
前年承認分				
合 計				

- (注) １．それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を（ ）書きすること。
 ２．「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 ３．千円未満の金額は、四捨五入とする。

ウ 農業災害資金に係るもの

(単位：千円)

区 分	前々年１２月末の 保証残高	本年中の増減		本年１２月末の 保証残高
		保証引受額	償 還 等	
～前々年承認分				
前年承認分				
合 計				

- (注) １．それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を（ ）書きすること。
 ２．「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 ３．千円未満の金額は、四捨五入とする。

(2) 特別準備金積立実績

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1～3月) (B)	取崩額 (1～3月) (C)	当年度 積立額 (D=A+B-C)
農業近代化資金				
就農支援資金				
農業災害資金				
合 計				

(注) 千円未満の金額は四捨五入とする。

2 補助金の額の算出方法

ア 農業近代化資金に係るもの

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得額）	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	
F	$A - E$	
G	$F \times 2 / 3$ （補助額）	
H	補助金交付決定額	

- (注) 1. 「前年12月末保証事故準備必要額」は、第4の①から③までの合計金額を記入すること。
2. 千円未満の金額は、四捨五入とする。ただし、G欄は千円未満を切り捨てるものとする。

イ 就農支援金に係るもの

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得額）	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	
F	$A - E$	
G	補助金交付決定額	

- (注) 1. 「前年12月末保証事故準備必要額」は、第4の①から③までの合計金額を記入すること。
2. 千円未満の金額は、四捨五入とする。

ウ 農業災害資金に係るもの

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得額）	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	
F	$A - E$	
G	$F \times 2 / 3$ （補助額）	
H	補助金交付決定額	

- (注) 1. 「前年12月末保証事故準備必要額」は、第4の①から③までの合計金額を記入すること。

2. 千円未満の金額は、四捨五入とする。ただし、G欄は千円未満を切り捨てるものとする。

3 添付書類

- (1) 保証残高算出明細
- (2) 交付要綱第4の表に定める保証事故準備必要額算出明細
- (3) 各年度平均残高事故率、累計回収率及び回収不能率の算出明細
- (4) 交付要綱第3の⑤に基づく打ち合わせ会議の開催状況

様式第4号

年度埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

(名 称)
(代表者職氏名) 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした 年度埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金については、年 月 日付け第 号で提出のあった実績報告に基づき金 円に確定したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により通知します。